

法学研究所設立50周年を迎えて

梅本吉彦

(専修大学名誉教授)

1 法学研究所との関わり

法学研究所と関わりをもったのは、昭和54年4月1日付で本学法学部助教授として赴任し、まだ浅い日に当時の鈴木重武所長の下で事務局長としてお仕えしたときにはじまる。大先輩の近藤享一先生から呼ばれて「当研究所は石井良助先生の肝いりで設立された経緯がある大切な組織なので、しっかりやるように」とのご指示を受けたことが今でも懐かしく思い出される。事務局長になって真っ先に考えたのは、研究会とりわけ「民事判例研究会」を常設し、教員をはじめ大学院生にも参加してもらい、大学院における授業の一貫としても位置づけることである。研究会の構成員には教員、大学院生を問わず年間を通じて出席と報告を義務づけ、その成果は「専修法学論集」に掲載するというのが全体的な構想である。先輩教授に個別に説明したところ、趣旨はよく判るが、本学では困難であるとのことであった。立ち入ってお尋ねすると、そこには永年にわたる実に複雑な根深い事情があり、当時としては本学では到底困難であることが認識できた。しかし、判例研究会とりわけ民事判例研究会は、法学部として最も中核に位置づけられるべき研究会であり、それが継続的かつ恒常的組織として存在しないことは、本学法学部の実定法研究を発展させるとともに、人材を育成する上で大きな障害になったことは否定できない。

法学研究所において、毎年学部の入学試験判定教授会を終えた頃に合宿研究会が開催されるのは意義深いものがある。この企画は、私の後任である小沼堅司事務局長の発案による。昭和62年2月の合宿研究会では、いわゆる光華寮事件につき、シンポジウムが開催され、中国法の観点から、宮坂宏「光華寮裁判問題をめぐって」、民事訴訟法の観点から、梅本吉彦「光華寮事件について」、国際私法の観点から、矢澤昇治「外人法からみた光華寮裁判」という構成で白熱した議論を展開した。福島新吾、小林直樹両先生から「本学に来てはじめて研究会らしい研究会を経験した」と賞賛されたが、専門外の所員からはあまりにも専門的すぎ、もう少し配慮して欲しかったという批判

が事務局に寄せられた旨を後日聞かされた。なお、報告の要旨は、専修大学法学研究所所報 No. 5 に掲載されている。この研究会が現在に至るまで継承されていることは誠に喜ばしい。

2 主戦場としての学会

大学教授は、各自の専攻分野に関わる学会が主戦場である。もっとも、現在では、「学会」と称する団体が、法律関係だけで50を超える程存在するようである。しかし、その中で、主要学会といわれるのは、15～20ほどである。それらの主要学会で相当程度の評価を得るだけの業績を残すことこそが、大学教授としての神髄である。もとより、学会の理事長や理事になることではない。

さて、私が赴任して間もない頃に先に述べた衝撃の体験をしてから、40年余りが経過している。私が定年退職した以後かなりの新任教員が赴任されたようである。法学部のホームページを拝見すると、かねてより学会等で親しくお付き合いさせていただいてきた方々のお名前を見ることができて大変にうれしく思っている。さらに、近いうちに団塊の世代の教員がまとまって定年退職時を迎え、急速に入れ替わるという。本学法学部は、正しく時代の変革の節目にある。この千載一遇の機会に、古いしがらみにとらわれることなく、あるべき法学部に向けて辛抱強く地道な努力を積み重ねていってほしい。

3 学部教育の拡充

法科大学院時代になって、「学部教育は法学の基礎を行えば足りる」という考え方が当時から見受けられた。法科大学院は、大量合格者の誕生により司法研修所が従来の研修の枠を維持することが物理的に困難になったため、その一部を法科大学院に委ねることとしたものである。学部教育の重要性が増し、法学部における専門教育は、これまで以上に質的にも量的にも多くの役割を担うこととなったのである。各大学における法学部専門科目教育の質的格差が顕著になった。それは、専任教員の学問的格差をはじめ、専任教員としての本務校に対する帰属意識の濃淡等に大きく左右されることである。一流大学が、学部教育の水準を確保するために、これまでの自校出身者だけで固めることから大きく脱皮し、広く他大学から人材を登用することに務め、一昔前であれば、想定できなかったような人材の流動化が行われた。その結果、そうした明確かつ真摯な発想を取り入れた大学は大きな成果を生み出すことになった。

これを本学についてみると、東日本大震災により多大な被害を受け、神田及び生田両校舎につき、その一部を改築し、それまで法学部の一年次生は生田校舎に置かれていたのが神田校舎に移行し、4年間を通じて神田校舎において学業に励むこととなった。このことは、法学部において、一年次から同一のキャンパスで教育することが可能であるという環境的側面における大きな改善である。学生にとっては、同一キャンパスにおける落ち着いた勉学を継続できるし、教員にとっては、校舎の移動による時間の浪費を回避できるとともに、時間割を設定するに際し、両校舎間の移動時間を織り込むことが不要になる利点がある。この最後の点は、新規科目を設置することによる当該科目担当教員の既存科目との時間割策定の調整を図ることにその都度腐心してきた時間割作成者の苦勞を相当程度まで緩和することになる。

また、近年一般に予備試験を志望する学生が増加する傾向にある。学部卒業後さらに法科大学院に学ぶことは、たとえ奨学金制度の拡充を図ったとしても、計り知れない経済的負担を強いるものがある。この点を勘案すると、予備試験に向かう傾向は今後おそらく顕著になるであろう。そうすると、学部1年次からの専門科目教育が極めて重要になる。とりわけ、担当教員は質的な向上と維持に不断の努力が求められる。そうした際に、本学の学生が「専修大学の学生には予備試験はとても無理だ」というような認識を絶対に抱かせないようにしなければならない。なぜなら、「法律学は能力に関わらず、努力の積み重ねによってはじめて成果がついてくる」ことを学生に徹底させることが重要である。

定年退職し7年余りが経過した。これまで、私は学内外における人の絆に支えられ、その恩恵に浴しながら大学教授生活を過ごしてきたと認識している。このことは、最終講義で述べている（拙稿「情報化社会における民事訴訟法——人の絆と研究の道程」専修法学論集112号（平成23年）1頁以下）。しかし、在職中の34年間を顧みると、研究面でも教育面でもいたらないところばかりが思い出され、深刻な反省に迫られている。私が担当した授業を受講してくれた学生諸君には誠に申し訳ない思いである。その反面で、節目節目において、各方面で活躍する教え子から多くを学ぶ体験が少なくないことに、大学教授冥利につける喜びをかみしめている今日この頃である。月並みながら、時計の針を元に戻すことはできない。後輩教員の皆さんに全幅の信頼をもって法学部の今後を託することとし、本学学生のために研究教育に全力を挙げられるように心より期待を込めて本稿を擲筆する。